

たまが和

多摩川分会新聞

平成30年12月

第81号

安全帯

法改正の要点

安全帯は法改正により「墜落制止用器具」となり、規格が改められる為、現行規格の安全帯は経過措置期間を経て使用が禁止されます。墜落制止用器具は、フルハーネス型と条件付き★で使用できる胴ベルト型（一本吊タイプ）の2種類のみとなり、フルハーネス型を使用する際は、フルハーネスの特別教育の受講を求められます。

★胴ベルト型（一本吊タイプ）は建設業では5m以下の作業限定（フルハーネス型を使用すると吊紐が長く、地面に激突するおそれがある場合など）

【今後の流れについて】

①平成31年2月

墜落制止用器具の使用とフルハーネス特別教育がセットで義務となる。

※2m未満の箇所のみでの作業や、胴ベルト型の使用については特別教育不要

※次項②の経過措置あり

②平成31年2月～平成34年1月1日まで

現行のフルハーネス型と胴ベルト型（一本吊タイプで上記★の条件有）の使用が可能（経過措置）

※ただし、現行フルハーネス型使用の場合は特別教育が求められる

③平成34年1月2日

墜落制止用器具のみしか使用できなくなる

※新規格に適合するフルハーネス型と胴ベルト型のみ使用可。現行規格の安全帯は完全に使用不可。

④平成31年1月中

国がフルハーネスの新規格を告示予定。

⑤ご注意！

平成31年2月以降の経過措置期間は、現行規格の安全帯の製造（夏ごろまで）・販売が並行して可能なため、購入の際はご注意下さい。

⑥補足1

平成31年4月以降に厚生労働省がフルハーネス型の補助を検討中。ただし、財務省への予算要求段階の為、不確定。現状では、待てる方は情報を見極めてから購入してもいいかもしれない。

⑦補足2

現行規格の安全帯について経過措置はありませんが、現場で元請や上位の事業所からフルハーネス型等の着用指示がある場合には、そちらに従うようにして下さい。

*詳しくは厚労省のHPをご覧ください。

お知らせ

来月の予定

1月9日（水）・・・6役会議
1月11日（金）・・・分執会議
1月19日（土）・・・集約会議
☆群会議の日程は各群長まで

1月18日（金）・・・支部旗開き

☆参加希望者は各群長まで

フルハーネス型安全帯

使用作業特別教育

★東京土建でも講習会を開催します★

〔日 時〕 2月19日（火）

午前9時～午後4時20分

〔会 場〕 東京土建技術研修センター（池袋）

〔受講料〕 8000円

※互助制度の資格講習助成金が使えます

〔受講資格〕 18歳以上

〔申込締切〕 受講日の2週間までに、

支部窓口にてお手続き下さい。